

第3編 前期基本計画

政策・施策の体系

基本計画では、基本構想で定めた5つの政策目標を達成するため、22の基本施策と67の単位施策を体系化します。

政策目標	基本施策	単位施策
------	------	------

政策目標1 躍動感あふれる産業のまち・雄武～地域産業の振興と雇用の創出～

躍動感	1 農業の振興	(1) 土地基盤の充実 (2) 担い手（人・組織）の強化 (3) 生産技術の向上 (4) 安全・安心な農業の振興 (5) 農業による地域の活性化
	2 林業の振興	(1) 生産体制の強化 (2) 多面的機能の発揮
	3 水産業の振興	(1) 水産資源の保護・増大 (2) 経営基盤の強化 (3) 消費・流通対策の拡大
	4 商工業の振興	(1) 事業所の体力づくりへの支援 (2) 商店街の活性化と買い物環境づくりの推進 (3) 勤労者の就労環境の向上
	5 観光の振興	(1) 雄武観光の売り込み (2) 雄武観光の魅力化 (3) おもてなし力の強化

政策目標2 安心感の持てる福祉のまち・雄武～保健・医療・福祉の充実～

安心感	6 保健・医療の充実	(1) 疾病の予防と健康の増進 (2) 親と子の健やかな成長の支援 (3) 「産みたい」希望の実現 (4) メンタルヘルス対策の推進 (5) 地域医療の確立
	7 高齢者支援の充実	(1) 安心して暮らせる環境づくり (2) いきいきと活躍できるまちづくり
	8 子育ち・子育ての充実	(1) 就学前保育・教育の充実 (2) 地域ぐるみの子育て支援 (3) 経済的負担の軽減
	9 社会福祉の充実	(1) 地域福祉活動の活性化 (2) 発達支援の強化 (3) 障がい者が活躍できる環境づくり
	10 社会保障制度の充実	(1) 医療保険制度の安定化 (2) 年金相談対応等の充実 (3) 低所得者の自立の支援

政策目標3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～

達成感	11 学校教育の充実	(1) 小中学校の教育内容の充実
		(2) 小中学校の教育環境の充実
	12 生涯学習・生涯 スポーツの推進	(3) 開かれた学校づくりの推進
		(4) 魅力ある高校づくりに向けた支援の強化
	12 生涯学習・生涯 スポーツの推進	(1) 生涯学習活動の推進
		(2) 生涯スポーツ活動の推進
		(3) 図書サービスの充実
		(4) 芸術・文化の振興

政策目標4 快適感を満たす環境のまち・雄武～生活環境・生活基盤の充実～

快適感	13 環境の保全	(1) 自然環境・地球環境の保全
		(2) 景観形成・環境美化・公害防止の推進
	14 交通体系の整備	(3) ごみ・し尿処理の推進
		(4) エネルギーの有効利用
	15 上・下水道の整備	(1) 道路環境の向上
		(2) 公共交通の維持・確保
	16 住環境の整備	(1) 水道の安定供給
		(2) 下水道の普及促進
	17 消防・救急・防災体制の強化	(1) 良好な住空間の形成
		(2) 町営住宅の適切な運営
	18 防犯・交通安全の推進	(3) 都市計画・公園・緑地整備の推進
		(1) 災害予防対策の推進
	18 防犯・交通安全の推進	(2) 消防・救急体制の充実
		(3) 危機管理対策の強化
	19 情報通信網の整備・充実	(1) 防犯体制の強化
		(2) 交通安全対策の推進
	19 情報通信網の整備・充実	(1) 地域情報化の推進
		(2) 行政情報化の推進

政策目標5 連帯感を高める協働のまち・雄武～協働によるまちづくりの推進～

連帯感	20 町民主体のまちづくりの推進	(1) 地域づくり活動の促進
		(2) まちづくり情報の共有化
	21 多様な交流の促進	(3) 町民との協働体制の構築
		(1) 国際交流・地域間交流の促進
	22 効果的・効率的な行政経営	(2) 男女共同参画の推進
		(1) 計画行政の推進
	22 効果的・効率的な行政経営	(2) 職員の活性化
		(3) 公共施設の適切な管理
	22 効果的・効率的な行政経営	(4) 財政の安定化

政策目標1 躍動感あふれる産業のまち・雄武

基本施策1 農業の振興

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが国全体の農業が低迷する一方、わが町では、農業生産額が10年間で1.5倍に増加するなど、その地位を向上させています。特に、基幹となる酪農業において、規模拡大や品種改良により生産量が増加し、乳価の値上がりも合わさって、生産額が増額基調にあります。平成24年には雄武、興部両町での農協合併が行われ、スケールメリットの拡大につながったほか、興部町とともに先駆的な取り組みに学ぶ機運も生まれています。
- ◆ 協業法人化もその1つで、町では平成28年度に農業協業法人設立促進条例を制定し、国の畜産クラスター事業の活用と合わせて3協業法人が新たに設立され、経営規模の拡大、省力化、担い手の確保とともに、雇用創出につながることが期待されています。そのほか、新規就農・担い手対策の体制を強化し、町外からの人材確保と生産性の高い経営基盤の確立にむけたこれらの取り組みを一層発展させていく必要があります。
- ◆ 環太平洋経済連携協定（TPP）や日EU経済連携協定（EPA）といった貿易自由化、乳製品・牛肉の関税撤廃の動きがある中で、国では、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を閣議決定し、農林水産物の戦略的輸出の促進に加え、わが町の農業に大きな変化が予想される、加工原料乳の自由出荷、農協等と乳業メーカーの乳価交渉改革による生産者所得の向上などの方向性が示されています。こうした動向に注視しながら、地域の実情に沿って安定経営につながる施策を推進していく必要があります。
- ◆ わが町の農業は、飼料としての牧草やデントコーン、種イモ、ダッタンそばの栽培なども行われています。特に、ダッタンそばは「作付面積日本一の雄武産」として看板商品化されており、今後も積極的に多様な効果が期待できる畑作の振興を図っていく必要があります。従来からの酪農畜産業も含め、加工や直売などによる地域ブランド化を進めることも重要であり、地産地消を通じた食育などの効果を考える中で、こうした取り組みを進めていくことも必要です。

基本施策がめざす雄武の姿

意欲ある担い手によってゆとりある農業生産が行われ、わが国の食料供給基地の一翼を担っています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
農業生産額	64億円	↗	75億円
農家戸数（生乳出荷）	53戸 (28年2月)	↘	44戸

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
新規就農戸数	0戸	↗	2戸
農業生産法人数	6法人	↗	11法人
生乳生産量	37,884 t (24~28年度平均)	↗	49,000 t

基本施策の体系

〔基本施策〕

1 農業の振興

〔単位施策〕

- (1) 土地基盤の充実
- (2) 担い手（人・組織）の強化
- (3) 生産技術の向上
- (4) 安全・安心な農業の振興
- (5) 農業による地域の活性化

単位施策の内容

(1) 土地基盤の充実

関係機関と連携しながら、圃場の大区画化や農地の集約化、かんがい排水、草地更新など土地基盤整備を円滑に推進し、地域の収益性の一層の向上を図ります。

(2) 担い手（人・組織）の強化

担い手（人・組織）の確保にむけて、北オホーツク農業担い手対策協議会を中心とした新規就農支援の強化を図るとともに、協業法人化への取り組み支援の継続と、雇用の拡大を図ります。また、地域を支える家族経営の支援も強化します。

(3) 生産技術の向上

酪農経営における適切な飼料給与や植生改善、飼養管理技術の向上、優良後継牛の確保など、既存の地域課題や、メガファーム化により生じる新たな課題に対する研究を進めるとともに、新技術の普及を図る取り組みを関係機関と連携しながら進めます。

メガファーム：一般的に、単独で年間生乳生産量1,000t以上を生産する農場と言われている。

(4) 安全・安心な農業の振興

家畜排せつ物の適正処理とバイオガスのエネルギー利用の推進、畑作での土壤浸食防止対策や化学肥料低減対策の促進など、安全・安心な農業の振興に努めます。

(5) 農業による地域の活性化

快適な農村環境づくりを進めるとともに、加工品の研究開発や、学校給食、イベント等を通じた食育・地産地消などにより、地域の活性化につながる農業をめざします。

基本施策2 林業の振興

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 地域の林業はわが国の近代化に大きく貢献しましたが、昭和35年の輸入自由化以降、価格競争力が低下し、現在のわが町では、素材生産・流通はわずかで、担い手の減少が課題となっています。市場原理のもとでは、生業にならない状況下ですが、森林の持つ公益的機能をかんがみ、町・雄武町森林組合では、国や道などの補助事業を活用しながら、森林経営計画に基づき、下刈り、枝落とし、間伐などの森林施業や、収穫期を迎えた森林の伐採・造材・搬出、さらには伐採後の造林を継続的に実施しています。
- ◆ 一方で、わが国の林業においては、生産性は向上しつつあるものの、依然として低位にとどまり、その結果、木材価格の下落が長期間にわたり、豊富な森林を十二分に活用することなく、需要に応じた安定的な原木供給ができていない現状にあり、森林及び林業をめぐる情勢の変化や課題を踏まえ、民間の活力を活かしつつ、わが町に適した林業施策を効果的に展開していく必要があります。
- ◆ こうした中、わが町では、植栽から40年を経過した伐採適期の森林が増えてきており、引き続き適切な育成・保育を推進していくとともに、市場価格の動向をみながら、森林資源の循環利用を図るために伐採・造材・搬出を奨励していくことが望まれます。
- ◆ また、わが町の森林は、適正に管理されていることを内外に証明する森林認証を全体の81%で取得していますが、こうした取り組みを一層進め、地場産材の付加価値を向上させていくことが期待されます。

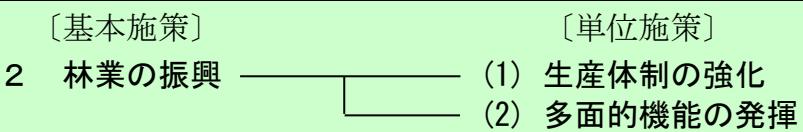
基本施策がめざす雄武の姿

百年先を見据えた地域林業により、木材や林産物が私たちの、そして全国の人々の生活に活かされています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
町有林・私有林の人口造林面積	107 ha (25~28年度平均)	→	110 ha
町有林・私有林の除間伐面積	221 ha (25~28年度平均)	↗	240 ha
森林作業員数	14人	→	14人
町有林の素材売払金額	975万円	↓	690万円
S G E C 森林認証取得面積	5,293 ha	↗	5,493 ha

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 生産体制の強化

福利厚生面への支援などによる担い手の確保を図るとともに、資源の循環理用による林業の成長産業化を図るため、森林施業の集約化、林業関連情報の整備、再造林等による適切な更新の確保や間伐等を引き続き実施していきます。森林の循環利用の促進を図るため、木材の生産・搬出に欠かせない路網の整備も併せて実施していきます。

また、森林の適正な管理と付加価値向上を図るため、私有林における森林認証「SGEC（PEFC）との相互認証」のさらなる取得を促進し、地域森林の一層のブランド化と住宅や公共施設での地場産材の普及に努めます。

森林認証：適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークを付けることによって、持続可能な森林の利用と保護を図ろうとする認証制度。SGECは(Sustainable Green Ecosystem Councilの略)で和名：『緑の循環』認証会議。より高度でグローバルな視点によって自然保護に貢献するのが PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes の略)。SGECは2016年6月3日付けでPEFC総会において正式加盟が認められ、PEFCとの相互認証が実現している。

(2) 多面的機能の発揮

森林の多面的機能を発揮させるため、北の魚つきの森の育成などによる上下流の生態系循環の確保や、水源涵養・災害防止につながる治山事業の推進、公共建築物等における木材利用の推進、森林体験の拡大、特用林産物やバイオマスの活用などを進めます。加えて、これらの事業などを推進していくための林業施業に充てられる財源となる森林環境税の動向にも注視していきます。

また、農林水産業の均衡ある発展のため、猟友会などの関係団体と連携し、ヒグマ、エゾシカ等の有害鳥獣被害防止の取り組みや、新規狩猟免許取得の支援を推進します。

基本施策3 水産業の振興

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ ホタテ、サケ・マス、毛ガニなど豊かな水産資源に恵まれたわが町の水産業の発展は、水産加工業など関連産業への波及効果も大きく、「確かな地域力」で町を牽引していくため、そして、わが国の食料自給を確保していくために極めて重要です。
- ◆ 平成26年12月の低気圧被害によるホタテの大幅減産、平成28・29年のサケ等の不漁に伴い、地域経済の不安定化が生じており、短期的にはこれらからの復旧が急務ですが、長期的には、海外需要の急増による魚価の大幅な上昇が見込まれ、地域経済に追い風が吹いています。
- ◆ この間、各漁港や関連施設の整備を進めたことにより、わが町の漁業生産性は着実に向上了し、漁業生産額は10年前の1.5倍程度に増加しています。さらには、貝殻散布によるホタテ漁場改良、ウニの囲い礁整備など、「つくり育てる漁業」の強化に向けた取り組みを進めるほか、「雄宝」ブランドの展開など、付加価値向上につながる様々な消費・流通対策も進んでいます。
- ◆ 今後は、これまでの成果を継承しながら、「つくり育てる漁業」を基軸に、安定した漁獲と水産資源の保護・増大を進めるとともに、H A C C P 対応施設の整備を促進するなど、地域ブランドとしての格を一層向上させていくことが期待されます。

H A C C P（ハサップ）：原料の入荷から製造、出荷までの全ての工程において、危害を防止するための重要な工程を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録（モニタリング）し、異常が認められた時点で対策を取り、問題を解決する衛生管理手法。主に最終製品の抜き取り検査によって行う従来型の衛生管理手法と対比される。

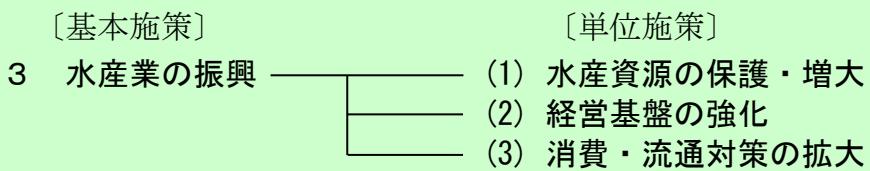
基本施策がめざす雄武の姿

流水が育む良好な生息環境のもと、多様な水産資源が適切に管理・漁獲され、雄武ブランドとして高い評価を受けています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
漁業生産額	48億円	↗	70億円
ホタテ生産量 (25~28年度平均)	11,266 t	↗	18,000 t
サケ・マス漁獲量 (25~28年度平均)	3,064t	↘	2,200 t
漁業経営者数 (雄武漁協組合員数)	108人	↗	108人

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 水産資源の保護・増大

漁協などと連携しながら、貝殻散布や有害生物駆除などによるホタテ漁場の安定化、藻場造成による餌料環境の向上を図り、コンブ、ウニや根付魚類など水産資源の増大を図ります。また、カニ類などの資源管理を徹底するとともに、ホタテ稚貝放流やナマコの増殖試験調査などの取り組みを進めます。

(2) 経営基盤の強化

漁協などと連携し、担い手の育成・確保に努めるとともに、制度融資など経営体の経営安定につながる取り組みを進めます。また、国・道と連携しながら、安全で安定した操業と生産性向上にむけ、元稲府、雄武、沢木、幌内の各漁港及び関連施設の整備を進めます。さらに、海難事故防止対策を充実するとともに、遊漁との共存ルールを徹底します。

(3) 消費・流通対策の拡大

漁協のEU・HACCP認証取得にむけた取り組みを促進するなど、水揚げから加工・流通に至る衛生管理や鮮度・品質の保持を地域ぐるみで進め、雄武ブランドの附加価値を高めます。また、効果的な販売戦略を創意・工夫し、消費の拡大につなげます。

さらに、消費者に対する理解をさらに深めるために、水揚げや水産加工の見学・体験、漁港でのソフト的な取り組みなども展開していきます。

基本施策4 商工業の振興

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町の製造業は、そのほとんどが水産加工業であり、年間 150 億円前後を有する製造品出荷額等は、全道 179 市町村で 50 位前後の位置を占めます。近年は、平成 26 年 12 月の低気圧により加工原料となるホタテが大きな被害を受け、限られた原料のなかで厳しい経営を強いられたことから、町も 3 年間、従業員の雇用継続のための支援を行ったところです。しかし、長期的にみると、漁港の整備による衛生管理施設の充実や、海外需要の拡大など、明るい材料もあり、高品質な製品の堅実な生産と他地域との差別化による付加価値の向上に引き続き努め、地場産業として継続・発展させていくことが重要です。
- ◆ 建設業は、公共事業や住宅需要の減少により、わが国全体で産業規模の縮小を余儀なくされ、わが町でも 10 年間で従業者が 2 割減となっていますが、インフラの長寿命化の社会的要請が高まる中、地域の重要な産業分野として継続・発展させていくことが重要です。
- ◆ 商業・サービス業は、近隣市などの大型小売店や通信販売などへの消費流出が一層進み、町内の商店数が減少を続けています。高齢化により車での買い物が困難で、日用品の購入に困る町民も少なくないことから、平成 24 年から商工会による買い物環境向上事業（移動販売事業）に対する支援を開始しており、平成 29 年からは買い物環境の向上とともに、福祉やコミュニティ機能の充実に取り組んでいます。今後は、商圈の独立性が保たれた買回り品などの小売店や飲食店、日用サービス店の振興を引き続き図るとともに、セーフティネットとしての移動販売の一層の発展を図っていくことが期待されます。
- ◆ 人口減少と高齢化は、わが町だけでなく、わが国全体で進みます。商業・サービス業は、域内マーケットだけに依存するのではなく、ネット販売などを活用して、域外マーケットの拡大を図ることが重要です。また、域外マーケット産業である製造業は、地域の他の産業との連携を深め、雄武ブランドとして付加価値を高めていくことが重要です。

基本施策がめざす雄武の姿

地元産業が町民の暮らしを支えるとともに、高次加工や衛生管理の徹底により、全国さらには海外をマーケットにした活動を活性化させています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
製造品出荷額等 (食料品+その他)	148億円 (平成26年)	↗	155億円 (平成32年)
建設業就業者数	249人 (平成26年)	→	250人 (平成32年)
年間商品販売額	47億円	↗	50億円
サービス業就業者数	572人 (平成26年)	→	580人 (平成32年)
空き店舗を活用した新規 創業者数	0件	↗	2件

基本施策の体系

[基本施策]

4 商工業の振興

[単位施策]

- （1）事業所の体力づくりへの支援
- （2）商店街の活性化と買い物環境づくりの推進
- （3）勤労者の就労環境の向上

単位施策の内容

(1) 事業所の体力づくりへの支援

商工会等と連携し、町内企業の技術開発や情報化・近代化、環境対策などへの指導や経済的支援を進めるとともに、小規模事業者創業、異業種参入、ソーシャルビジネス化など、多様なビジネス展開を支援していきます。また、ふるさと応援寄付金（ふるさと納税）などによる新たな需要の掘り起こしを一層推進します。

(2) 商店街の活性化と買い物環境づくりの推進

日常の食材、日用品等の購入に欠かせない地元商店の振興を図るとともに、商工会と行政が連携し、買い物環境づくり（空き店舗の活用、拠点販売による買い物が不便な地域の解消など）を推進します。

(3) 勤労者の就労環境の向上

就労対策における、就労環境の向上や雇用の確保などを関係機関に働きかけていきます。

基本施策5 観光の振興

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町は、北海道周遊旅行などで多くの観光客が通過します。しかし、観光入り込み施設が少ないとことから、近年は、紋別空港利用助成制度により、大手旅行代理店によるホテル日の出岬ツアーや商品化されましたが、従来からの産業観光まつり、うまいもんまつりなどのイベント時を除き、経済振興の効果は多くありません。
- ◆ 一方、道北・道東の広域に目を転じると、充実した自然体験メニューで堅調に観光客を増やす宿泊施設があるほか、スポーツ合宿やインバウンド観光が急速に発達しており、類似する条件下にあるわが町の観光も、創意・工夫により、大きく飛躍することが期待されます。
- ◆ インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。これに対し、自国から外国へ出かける旅行をアウトバウンドまたは海外旅行といいます。
- ◆ そのため、平成26年4月に法人化した雄武町観光協会を中心に、観光振興の人づくり・仕組みづくりを進めつつ、全国的に希少なオホーツクの自然を背景に、本物の食の魅力を堪能できるわが町の観光の積極的な情報発信と、観光資源の発掘・魅力化・ネットワーク化を図ることが求められます。

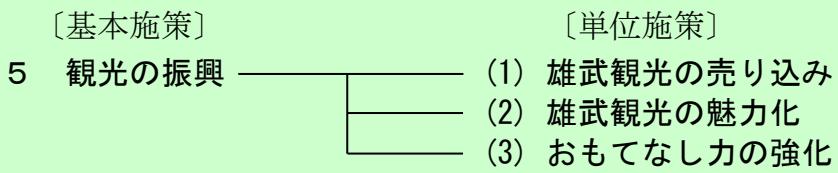
基本施策がめざす雄武の姿

わが町の観光資源が内外から高く評価され、観光客が堅調に増加しています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
年間観光入り込み客数	104,000人 (24~27年度平均)	↗	120,000人
紋別空港利用助成制度による観光客等人数(町内宿泊施設)	1,980人	↗	2,200人
観光イベント参加者数	18,000人 (27年度)	↗	20,000人

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 雄武観光の売り込み

観光マスター プランを推進するとともに、近隣市町村、道、旅行会社などと連携しながら、日の出、流氷、海岸、牧歌的景観、神門の滝、イナシベツの滝などの自然、第一次産業の恵みがもたらす食を中心に、各種フェアへの参加やSNSなどの情報ツールにより、全道・全国に雄武観光を売り込みます。

また、都市部の居住者の好奇心や探究心に応える雄武ならではのストーリーやエピソードを整理し情報発信します。

(2) 雄武観光の魅力化

自然鑑賞、農・水産加工などの体験メニューを「ホテル日の出岬のオプション・ツアーア」として企画するなど、潜在的な観光資源の発掘・魅力化による滞在型観光の取り組みを展開し、グリーンツーリズム・マリンツーリズムとしてのアクティビティ化をめざします。また、町民の協力を得ながら、集客につながる地域イベントの充実を図るとともに、通年型土産品としての水産加工品やダッタンそば関連商品等の生産増強に努めます。

(3) おもてなし力の強化

宿泊・物販・飲食の各施設では、きめ細かな心づかい、外国語対応など、おもてなし力の向上を図ります。

観光振興の主要な担い手である観光協会、ホテル日の出岬を中心に、観光に携わる人材の育成、組織の強化、広域観光による観光の質を高めます。

政策目標2 安心感の持てる福祉のまち・雄武

基本施策6 保健・医療の充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 健康でありたいとの思いは、すべての町民の願いです。町ではそれをサポートする各種事業に取り組んでいます。
- ◆ 運動不足や偏った食生活、ストレスなどにより代謝機能や免疫システムが乱れ、高血圧や糖尿病、脂質異常などの循環器疾患、ガンなどを引き起こします。町民みながこのしくみを理解し、健康的な生活を継続実践できるよう、支援していくことが重要です。
- ◆ 母と子の健全な発達・発育のために、出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進の取り組みや、相談事業などにより育児不安の解消を図っていくことが重要です。
- ◆ ストレスや心の病気などで悩む町民を地域で支え、社会に復帰し、活躍できるまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◆ 地域医療については、医療過疎地でのセーフティネットを確保し、町民の安心生活を保障するため、将来を見通した病院機能の方向性を確立しながら、雄武町国民健康保険病院と広域紋別病院の安定経営に努める必要があります。

基本施策がめざす雄武の姿

安心して医療を受けられる体制が確保されるとともに、健康で、元気に暮らす町民が増えています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
40～74歳の内臓脂肪症候群の該当者・予備群の率	21.5%	↖	20%
特定健康診査の受診率	32%	↗	40%
健康づくり事業の参加人数	2,394人	↗	2,500人
乳幼児健診の受診率平均	99%	→	99%
育児不安を感じる親の割合	12.2%	↖	10%
救急告示医療機関認定数（国保病院）	1箇所	→	1箇所

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 疾病の予防と健康の増進

生活習慣病患者やその予備群の減少にむけ、一次予防に重点を置き、保健指導や栄養指導を効果的に行うとともに、特定健診や各種がん検診などの保健事業により、20代からの病気の早期発見、早期治療、重症化の予防を促進します。

(2) 親と子の健やかな成長の支援

妊娠・出産期や思春期・更年期等の健康の増進と、乳幼児の疾病や障がいの早期発見、さらには育児不安の軽減を図るため、母子保健や女性の健康支援の取り組みを推進します。

(3) 「産みたい」希望の実現

不妊相談や一般不妊検査・治療にかかる費用の助成、町外の分娩可能な医療機関への通院に要する交通費相当額等の助成を行い、「産みたい」希望を実現し、若者定住につなげます。また、赤ちゃんの20人に1人が体外受精児という時代を迎えており、妊娠を希望する夫婦が「妊活」をあきらめることがないよう、支援の強化に努めます。

(4) メンタルヘルス対策の推進

メンタルヘルスの維持向上をめざし、個人のストレス対処能力や地域での見守り支援が強化できるよう取り組みを推進します。

(5) 地域医療の確立

わが町の地域状況や医療制度改革等に適切な対応を図っていくため、配置基準等に応じた医師及び医療技術者の充足数の確保とともに、その他必要とされる医療体制確保に向け、適切な人的配置や計画的な物的整備を推進します。また、2次医療を担う広域紋別病院をはじめ、近隣病院や診療所との医療連携を進めるとともに、国保直診病院として地域包括ケアの推進を図ります。

基本施策7 高齢者支援の充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町は高齢化率が3割を超え、今後もさらに進むと予測されています。高齢になって心身機能が低下しても、地域で安心して暮らし続けられるよう、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所などの介護保険サービスと医療が互いに連携した「地域包括ケア」を推進しています。
- ◆ 要介護状態になることや重度化を予防し、心身の機能の維持を図る「介護予防」の取り組みは、平成29年度から、「介護予防・日常生活支援総合事業」として、対象が拡大するとともに、より一層地域に根ざした創意・工夫を行っていくことが期待されています。
- ◆ 中重度の要介護者への支援については、水分、食事、排泄、運動の重要性に着目した自立支援型介護や、認知症本人主体の介護の推進が期待されています。
- ◆ 全国的に、福祉人材の不足が課題となっており、わが町においても、安定的に確保・育成を図っていくことが求められます。
- ◆ 全国的に、認知症グループホームやサービス付き高齢者住宅など、軽度要介護者へのケア付きの多様な住まいが急速に普及しており、これらへの転居が人口減の一因にもなっていることから、わが町においても定住施策として、必要な居住系サービスを検討していくことが必要です。

基本施策がめざす雄武の姿

高齢者が誇りと生きがいをもって、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
高齢者が生きがいを持って生活している割合	80.8%	↗	85.0%
介護予防・日常生活支援総合事業の年間利用者数（実人数）	50人	↗	60人
生活支援コーディネーターの人数	0人	↗	1人
認知症サポーターの人数	328人	↗	500人
居住系介護保険サービスの施設の検討	内部検討	↗	検討実施

基本施策の体系

〔基本施策〕

7 高齢者支援の充実

〔単位施策〕

- (1) 安心して暮らせる環境づくり
- (2) いきいきと活躍できるまちづくり

単位施策の内容

(1) 安心して暮らせる環境づくり

町（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健福祉課）、介護サービス事業所、医療機関の人材の育成・確保を図り、地域住民と連携しながら、いつまでも安心して暮らせる「地域包括ケア」を推進します。

高齢者一人ひとりの生活課題を的確に把握し、地域ケア会議等を通じて情報共有を図り、見守りや日常生活支援に努めるとともに、介護サービスについては、重度要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、状態の改善、重度化予防を目指す自立支援型介護の推進、認知症本人主体の介護の推進を図ります。

また、居住系介護保険サービス基盤の整備について、検討を進めます。

(2) いきいきと活躍できるまちづくり

高齢者が、いきいきと地域で活躍することで健康寿命の延伸につなげられるよう、福祉部門だけでなく生涯学習や産業分野とも連携しながら、老人クラブの活性化、自身が持つ技能や知恵を地域住民に伝える仕組みづくりや、外出しやすい環境づくりなどに努めます。

基本施策8 子育て支援の充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 次代を担う子どもたちが、心豊かに健やかに育つために、子どもたちの誕生を喜び、大切に育むまちづくりを地域とともに推進することが重要です。
- ◆ わが町の子育て拠点である認定こども園「雄武町若草保育所」では、開放感ある明るい空間のもと、0～6歳の約130人の乳幼児の保育・教育を実施するとともに、子育てに関する相談や情報提供・交流の場として子育て支援センターも併設され、毎日10組程度の未就園の親子が訪れています。
- ◆ 「風の子児童センター」では、小学生を中心に、年間延べ2万人以上の子どもたちが放課後の学習や読書、一輪車、サッカーなど、様々な活動を行っています。
- ◆ 厳しい社会経済状況やライフスタイルの変化などを背景に依然として少子化が続いており、生涯にわたる人格形成の基礎を培う子育て支援の充実は、わが町を次世代につないでいくためにも重要です。そのため、一時保育など多様なニーズへの対応、育児不安の解消や子育てにおける孤立化の防止、経済的支援の強化など、妊娠中から切れ目のないサポートによる安心して子どもを産み育てるまちづくりの一層の推進が求められます。
- ◆ 平成26年には「子どもの貧困対策法」が、平成28・29年には「改正児童福祉法・改正児童虐待防止法」が施行されており、子育てをめぐるセーフティネットの一層の強化に努める必要があります。

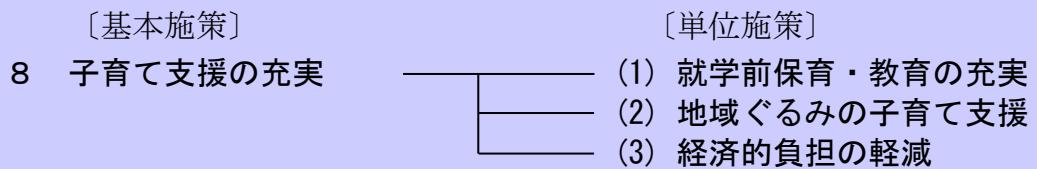
基本施策がめざす雄武の姿

子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み、育てています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
保育所利用率	69% (27年度)	➡	70%
児童センター利用者数	66人/日	➡	70人/日
子育て支援センターの利用件数	3,226件 (24～28年度平均)	➡	3,250件
子育て支援(保育所・児童センター)の満足度	40.2%	➡	45%
子育て支援(上記以外)の満足度	30.5%	➡	35%

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 就学前保育・教育の充実

保育所（こども園）や児童センターの放課後児童クラブにおいて、自然体験や多世代交流などを積極的に採り入れた保育・教育を推進するとともに、低年齢児保育や一時保育など多様な保育ニーズへの対応に努めます。

(2) 地域ぐるみの子育て支援

地域子育て支援センターや児童センターを中心に、子育てに関する情報の提供や相談、交流の機会拡大に努め、親と子の健全育成と子育て不安の軽減を図るとともに、地域ぐるみでの声かけ・見守り、放課後児童クラブ活動など、地域が一体となって子育て支援を推進します。さらに、関係機関の連携や、子育て世代包括支援センター・子育て支援拠点の設置、児童虐待防止など、セーフティネットの一層の強化に努めます。

(3) 経済的負担の軽減

国や道、町の支援制度の周知を図るとともに、おむつ等の購入費の助成や、保育料軽減、こども医療費助成やひとり親家庭医療費の拡大助成、学校給食費の全額助成など、町独自の制度の充実により、安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減・維持に努めます。

基本施策9 社会福祉の充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。しかし、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が重要です。
- ◆ わが町では、地域福祉の組織的な担い手である社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生児童委員、ボランティア団体、小中学校、高校、保育所、地域住民等が連携してこうした地域福祉活動に取り組んでいます。
- ◆ 今後もこうした活動の一層の活性化を図り、いざというときに助けあえる、誰もが安心して暮らせるまちを築いていくことが必要です。
- ◆ 障がい者への支援については、障害者総合支援法や児童福祉法による福祉サービスが法定されていますが、町で相談支援（サービス等利用計画作成）を社会福祉協議会で居宅介護（ホームヘルプ）を実施するほかは、広域での対応となっているサービスが多く、不便な状況にあり、町内での日中活動の場の設置等が望まれます。
- ◆ また、障がい児や発達に不安を持つ子に対し、各成長過程で最も適切な支援をコーディネートできるよう、保健・医療・福祉・教育の各部門が連携したサポートのしくみを一層強化していくことが求められます。

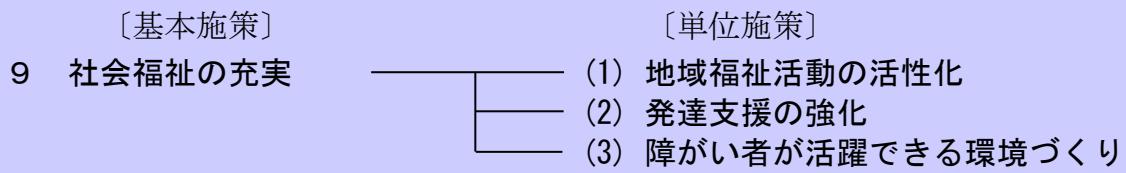
基本施策がめざす雄武の姿

すべての人が、住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいきいきと参加しています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
社会福祉協議会ボランティア登録者数	37人	↗	40人
福祉施設等での福祉体験の年間延人数	32人	↗	32人
障がい者への相談支援（サービス等利用計画作成）の利用者数	171人	↗	180人
障がい者の日中活動の場の設置	未設置	↗	1箇所
障がい者支援の満足度	20.6%	↗	25%

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 地域福祉活動の活性化

高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う地域共生社会をめざし、町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努めます。

(2) 発達支援の強化

障がい児や発達に不安を持つ子が、無限の可能性を引き出し、心身の機能や能力の開発を行う療育・発達支援を受けられるよう、専門機関との連携強化を図るとともに、町での実施体制の強化に努めます。

(3) 障がい者が活躍できる環境づくり

障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活し、住み続けられるよう、一人ひとりへのきめ細かなケアマネジメントのもと、障害福祉サービスや各種経済的支援などを進めるとともに、障がい者の日中活動の場の設置を進めます。

基本施策 10 社会保障制度の充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 医療保険制度は、町は、自営業、無職等の方のための国民健康保険の運営を行うとともに、全道の市町村が加盟する広域連合が後期高齢者医療制度を運営しています。平成 30 年から、国保の財政運営は都道府県単位に移行されますが、賦課・徴収や給付、保健事業などの実務は、町が実施するため、引き続き、生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図りながら、制度の一層の安定化に努めることが求められます。
- ◆ 国民年金は、平成 22 年からは日本年金機構が業務を行い、町では、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、保険料免除の相談や申請の受理、日本年金機構での手続きにつなぐ進達事務などを行っています。平成 29 年 8 月から年金受給資格期間が 25 年から 10 年に短縮され、施行延期されている年金生活者支援給付金の交付なども予定されることから、こうした制度を町民に周知し、町民の年金受給権を確保していくことが重要です。
- ◆ 生活保護や生活困窮者自立支援は、道が行っていますが、町では生活保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達するほか、福祉事務所が実施する生活困窮者に対するケアマネジメント（自立支援プラン）の推進に協力しています。低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

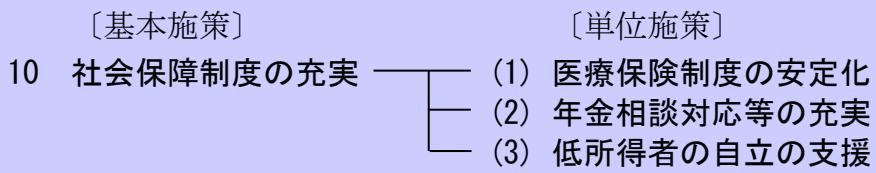
基本施策がめざす雄武の姿

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営が図られています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
国保被保険者 1 人あたり医療費の対全国平均値(3年平均)	0.85倍	➡	0.85倍 (現状維持)
一月30万円以上の国保高額受診者数	116人	➡	100人
生活保護率	1.28%	➡	1.28% (現状維持)
民生児童委員による相談件数	389件 (活動日数893日)	➡	380件 (活動日数890日)

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 医療保険制度の安定化

制度の周知・啓発や、適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導の推進、データヘルス計画に基づく保健事業の推進などにより、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組みます。

(2) 年金相談対応等の充実

年金制度の意義や役割、各種の保険料免除制度について、「ねんきんネット」を活用し、広報・相談を充実するとともに、各種申請の受理・進達などの業務を円滑に推進します。

(3) 低所得者の自立の支援

民生児童委員や社会福祉協議会、福祉事務所などとの連携のもと、低所得者への相談・支援を進めます。

政策目標3 達成感から学ぶ教育のまち・雄武

基本施策 11 学校教育の充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町では、「雄武の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」を町全体の教育目標にすえ、以下の4項目の学校教育目標の達成をめざしています。
- ◆ 第一に、「基礎・基本を身につけ、自ら課題を見つけ自ら解決する創造性豊かな子どもを育てる」。学習指導要領に基づく教科学習や総合学習、放課後や長期休業期間中の学習サポートなど、基礎学力定着と応用・創造力の育成を図っています。
- ◆ 第二に、「自然を愛し人を思いやる豊かな心を持ち、進んで心と体をきたえる子どもを育てる」。雄大な自然の中で動植物にふれあい、様々な人々と交流することを通じ、心と体の育成を図っています。
- ◆ 第三に、「人々と協力し、広い視野から新しい課題に主体的に取り組む子どもを育てる」。国際化・情報化社会を生き抜く子どもたちを育てるために、英会話やパソコンなど、実用的な知識・技術の習得に力を入れるとともに、コミュニケーション力やチームワークの向上を図っています。
- ◆ 第四に、「ふるさとを愛し、働くことを尊び、住みよい町をつくろうとする子どもを育てる」。地域住民の協力を得ながら職業体験活動を推進し、社会性の発達とふるさと意識の醸成を図っています。
- ◆ 平成27年の市町村総合教育会議制度の発足、平成29年の学習指導要領の改訂といった動きがありましたが、学校教育法の理念や方向性は変わっていないことから、わが町の教育目標をめざした教育を引き続き実践していくことが重要です。
- ◆ 北海道雄武高等学校が存続していくため、平成30年度から地域連携特例校に位置付けられることとなり、生徒の進路希望に応じた、都市部の進学校からの遠隔授業が導入されるなど、生徒の学力向上や教職員の維持確保が期待されています。

基本施策がめざす雄武の姿

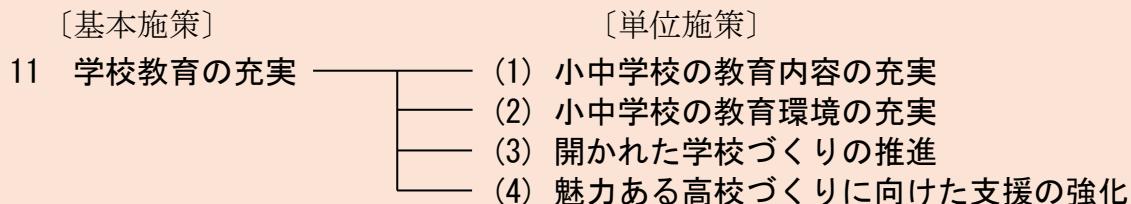
郷土への誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と回答した小学6年生の割合	71.9% (全道 68.9%)	↗	85%
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と回答した中学3年生の割合	35.1% (全道 45.3%)	↗	70%

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たり1時間以上勉強をしている」と回答した小学6年生の割合	53.2% (全道 54.6%)	↗	65%
全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1日当たり1時間以上勉強をしている」と回答した中学3年生の割合	56.7% (全道 63.0%)	↗	65%
特別支援教育支援員の人数	3人	↗	4人
教育相談員の人数	0人	↗	1人
雄武中学校から雄武高等学校への進学率	61.5%	↗	65.0%
外国語指導助手(ALT)の人数	1人	↗	2人

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 小中学校の教育内容の充実

児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を活かす教育を推進し、基礎・基本を定着させ、自ら学ぶ意欲を引き出す授業を充実させるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、きめ細かな教育・支援を推進します。また、自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。

(2) 小中学校の教育環境の充実

授業改善の取り組みなどにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、教育施設・設備の計画的な整備・改修や、地域ぐるみの学校安全対策を推進します。

(3) 開かれた学校づくりの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、きめ細かな相談・指導を構築し、開かれた学校づくりを推進します。また、学校・家庭・地域が連携した「地域とともににある学校づくり」を推進します。

(4) 魅力ある高校づくりに向けた支援の強化

雄武高校については、通学費等や部活動への補助、資格取得受験、見学旅行に係る助成を引き続き実施するとともに、魅力ある学校づくりのための支援を強化し、地域に必要な高等学校としての機能を高めます。

基本施策12 生涯学習・生涯スポーツの推進

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 私たちは、今日の社会の著しい変化に対処するためにも、また、生きがいや達成感を得ながら、健康でいきいきと暮らしていくためにも、あらゆる機会を利用して、学ぶこと、スポーツを楽しむことが必要です。
- ◆ このため、町民が学習・スポーツの機会を持てるよう、町では、学習・スポーツに関する情報提供や、各種講座やイベント等の開催、文化連盟・体育連盟の各種自主活動の支援、指導者の育成などを進めています。
- ◆ 学習やスポーツの環境としては、今後も町民センターとスポーツセンターが核となりますが、町民からは、読書環境の充実とスポーツ施設の老朽化への対応を望む声が多く挙がっています。こうしたニーズに対応しながら、「いつでも・どこでも・だれでも」、学びやスポーツを楽しむまちづくりを進めていくことが必要です。
- ◆ 芸術・文化振興については、生涯学習活動の一環として、芸術鑑賞会、町民文化祭などを実施しており、引き続き取り組んでいくとともに、歴史遺産の系統的な保存・活用を図っていくことが望まれます。

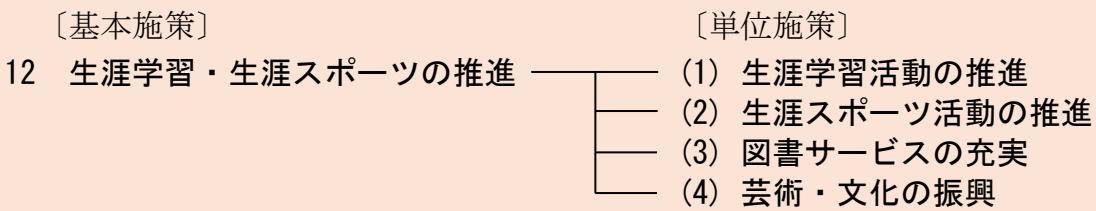
基本施策がめざす雄武の姿

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習やスポーツを楽しみ、その成果が豊かなまちづくりに還元されています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
町主催学習講座の参加率	22.1%	↗	25%
週に1回以上、1年以上継続してスポーツ活動を行う町民の割合	15.8%	↗	20%
町主催スポーツ講座の参加率	23.5%	↗	25%
青少年健全育成活動の年間実施回数（民間・行政）	6回 (25~28年度平均)	→	6回
スポーツ少年団員数の割合	14.7%	↗	20%
図書の町民1人あたり年間貸出し数	7冊 (25~28年度平均)	↗	10冊
町内での芸術・文化鑑賞の機会の年間延回数	4回 (24~27年度平均)	↗	5回
おうむ陶芸工房年間延利用者数	770人 (27年度)	↗	800人

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 生涯学習活動の推進

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習活動を楽しみ、個人の生活や仕事だけでなく、まちづくりにも生かされるよう、地域課題に対応した学習機会の提供や自主グループの活性化を図るとともに、指導者の育成に努めます。また、各施設・設備の適切な運営管理と改修等を推進します。

青少年教育・健全育成については、家庭、学校、地域が役割分担しながら、自然や産業などとの関わり合いを通して、子どもたちが健やかに成長していくよう、各種取り組みを推進していきます。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

町民が幅広いスポーツ活動に参加・継続できるよう、初心者にも気軽に参加できるイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実などに努めるとともに、各種自主グループの積極的な活動展開を促進します。また、各施設・設備の適切な運営管理と改修等を推進します。

さらに、子どもたちがトップアスリートにふれる機会づくりに努めるほか、全道・全国大会への参加経費の一部助成、スポーツ合宿との連携などにより競技スポーツの振興を図ります。

(3) 図書サービスの充実

読書環境の充実にむけて、図書館・学校図書室のニーズに応じた蔵書・資料の充実に努めるとともに、ブックスタートなど、多様な読書活動を町民とともに進めます。また、誰にでも居場所のある図書館、地域の情報拠点となる図書館、町民の暮らしに役立つ、優しい図書館という3つの基本方針に基づき、新図書館の整備を進めます。

(4) 芸術・文化の振興

町民が優れた芸術・文化にふれる機会を継続的に提供していくとともに、町民の自主的な芸術・文化活動を引き続き支援していきます。

また、新図書館の整備と連動しながら、歴史遺産の保存・活用や潜在的な文化資源の展示を進めます。

政策目標4 快適感を満たす環境のまち・雄武

基本施策13 環境の保全

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 豊かな自然を後世に引き継ぎ、生物多様性を確保していくことは、現代を生きる私たちの責務です。また、流水量の減少などにつながる地球温暖化など、地球環境問題は身の回りにもあり、「地球的規模の思考と足元からの行動」が大切です。
- ◆ 町民と行政が協働で美しい景観づくりを進めていくことが大切です。また、悪臭、水質汚濁など、公害防止対策にも引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆ ごみについては、分別収集の拡大を図るとともに、指定袋・指定シールでの有料化も進めてきました。1人当たりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、引き続き3Rを推進し、埋立処分場の延命を図っていくことが必要となっています。
3R：リデュース（減量化）、リユース（そのままの状態での再利用）、リサイクル（加工して再生利用）
- ◆ 水洗化されていない家庭のし尿及び浄化槽汚泥は、広域で下水と共同処理を行うため、雄武町・興部町・西興部村の2町1村において施設を共同で整備し、円滑な移行を推進する必要があり、それまでの間、既存処理施設の適切な維持管理も必要となっています。
- ◆ 近年、石油由来エネルギーに代わる「再生可能エネルギー」の活用に向けた取り組みが各地で進められており、わが町でも、推進していく必要があります。

基本施策がめざす雄武の姿

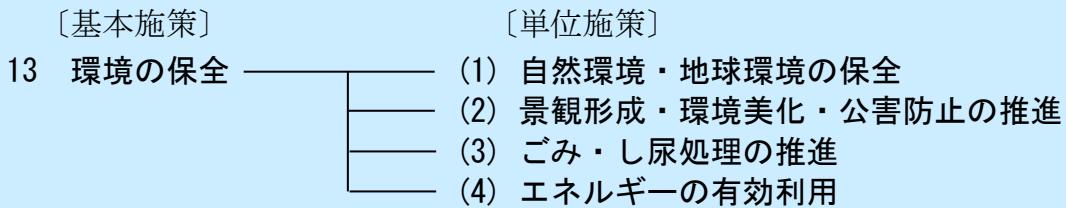
生態系や水、資源、エネルギーなど自然の循環メカニズムが保全されるとともに、公害がなく、美しい景観のまちづくりが進められています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
環境保全関係各種規制区域面積（鳥獣保護区）	830 ha	→	830 ha
公害等監視活動の年間実施回数	4回	↗	5回
ふれあい町づくり応援事業（環境整備）の実施自治会数	2自治会	↗	29自治会
公害発生件数	0件 (24~28年度累積)	→	0件 (30~34年度累積)
不法投棄発生件数	4件 (24~28年度累積)	↘	0件 (30~34年度累積)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	917.6 g	↘	825.8 g

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
ごみリサイクル率	21.5%	↗	50%
最終処分場の年間ごみ埋立量 (24~28年度平均)	2,344m ³ /年	↘	1,244m ³ /年 (30~34年度平均)

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 自然環境・地球環境の保全

住宅地や農地などの生活空間での無秩序な乱開発を抑制するとともに、鳥獣保護区や原生林・湿原など自然性の高い地域では、野生動植物の現状を適確に把握し、生物多様性の保全に努めます。

地球環境の保全意識を啓発するとともに、公共部門が率先して温室効果ガスの排出抑制の具体的な行動を実践し、まちぐるみの取り組みにつなげます。

(2) 景観形成・環境美化・公害防止の推進

魅力的な景観づくりに向けて、環境美化活動や花の景観づくり、不法投棄の監視活動などの取り組みを進めます。また、各種公害や健康被害の未然防止に向け、関係機関と連携しながら、監視・指導を推進します。

(3) ごみ・し尿処理の推進

わが町におけるごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみ）の適正な分別・処理を推進し、リサイクル率の向上をめざすとともに、ごみの減量化についても、環境に配慮した、ごみを出さないライフスタイルを啓発しながら、ごみの3Rを引き続き推進します。

し尿についても、西紋別地区環境衛生施設組合による適正収集を引き続き推進するとともに、雄武町・興部町・西興部村による共同処理への移行を進めます。

(4) エネルギーの有効利用

LED照明などの省エネルギー機器の利用や、空調の適正管理など、省エネルギーを啓発するとともに、小水力、太陽光、畜産排泄物、木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの活用を進めます。

基本施策 14 交通体系の整備

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 道路網については、国道 238 号沢木地区の改良や道道美深雄武線の改良などが進められるとともに、町の事業としては、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕、道路施設等の点検結果に基づいた舗装修繕などを実施してきました。また、除雪も適時実施しています。自動車交通の発展は、町の産業や生活水準の向上に欠かせないことから、今後も、国・道と連携しながら、計画的な整備と保全を進めるとともに、除雪や凍結路面などの冬道対策を引き続き推進していく必要があります。
- ◆ 公共交通については、既存のバス路線の維持・確保が求められるほか、JR 5 社の格差拡大、JR 北海道の経営危機といった時代状況の中で、国鉄廃止代替バスのあり方も新たな視点での検討が必要になってきており、地域公共交通総合連携の取り組みを検討していくことが期待されます。
- ◆ 空路は、搭乗率低下のため、平成 23 年 10 月から冬季に新千歳線振替となっていた羽田直行便が平成 26 年 2 月から再開されており、関係市町村、国・道、航空会社、旅行会社等が連携しながら、地域住民や観光客の利用促進に努め、引き続き維持確保を図っていくことが求められます。
- ◆ 花や緑と調和した道路景観づくりや、人にやさしい道づくりなど、道路環境の質的な向上を図ることが必要であるとともに、公共交通についても、可能な限り、福祉的な対応を進めていくことが必要です。

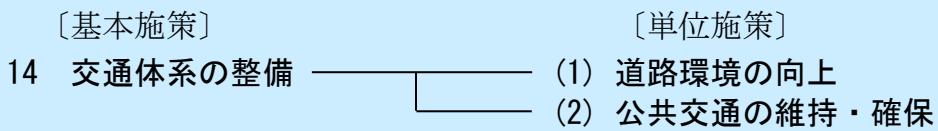
基本施策がめざす雄武の姿

冬道対策など道路環境の向上と公共交通の確保が図られています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
町道延長	271.0 km	↗	271.7 km
町道改良率	80.6%	↗	80.8%
町道舗装率	60.1%	↗	60.4%
除雪の満足度	39.3%	↗	50%
民間バスの路線数	2 路線	↗	2 路線
雄武町オホツク紋別空港の羽田直行便運行期間及び年間搭乗者数	通年（12箇月） 72,225人	↗	通年（12箇月） 78,000人

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 道路環境の向上

国道・道道については、都市間アクセスの向上を図るため、国道 238 号の防雪対策の推進、道道の拡幅事業の未整備区間の早期着手とともに、予防保全型の維持管理を促進していきます。

町道については、生活環境の改善や産業の振興に結びつく路線の整備を進めるとともに、橋梁を中心に、長寿命化のための修繕を順次進め、予防保全型の維持管理のもと、ライフサイクルコストの削減に努めます。

除雪や路面凍結対策、堆雪対策、吹雪対策など、冬の安全対策を引き続き進めるとともに、沿道景観づくりなど、人と環境にやさしい道づくりに努めます。

(2) 公共交通の維持・確保

町内や近隣市町村へのアクセス手段として、既存のバス路線の維持・確保を図るとともに、地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通総合連携計画の策定や、過疎地有償運送、福祉有償運送など、多様な地域公共交通の研究を進めます。また、宗谷本線活性化推進協議会の構成自治体として、JR宗谷本線の維持・存続活動を推進します。

雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業を引き続き推進し、羽田直行便維持確保の促進を図ります。

基本施策 15 上・下水道の整備

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町の水道は、昭和 33 年に市街地、49 年に沢木地区、51 年に幌内地区で給水が開始されました。農村部では専用水道及び 4 つの営農用水が整備されています。
- ◆ 近年、老朽配水管の更新、継続的な漏水調査と漏水箇所の修繕を実施し、有収率が大きく上昇し、経営の安定につながりました。
- ◆ 今後も、良質で安全な水を安定的に供給していくため、各施設の計画的な修繕や更新を進め、経費の節減による効率的な事業運営を推進することが求められます。
- ◆ 下水道については、雄武・魚田地区に公共下水道を整備し、他の地区は浄化槽の普及を図っています。公共下水道は、人口に対する普及率や整備区域内の水洗化率が 8 割程度となっていることから、施設の維持管理が中心的な課題となっていますが、限られた予算の中で、長寿命化を一部先送りしながら進める状況にあります。
- ◆ 清らかな川や美しく豊かな海を次世代に引き継ぐとともに、快適な居住環境を確保するために、下水道の一層の普及を図るとともに、その適正な維持管理に努めることが必要です。

基本施策がめざす雄武の姿

良質な水が安定して供給されるとともに、生活排水が適切に浄化され、清らかな水辺環境と快適な居住環境が確保されています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
水道普及率	94.7%	↗	95%
水道有収率	86.1%	↗	90%
水道の満足度	50.2%	↗	60%
汚水処理人口普及率	80.8%	↗	86.6%
水洗化率	85.6%	↗	100%
下水道の満足度	45.1%	↗	50%
合併処理浄化槽年間補助件数	6 基	↗	7 基

基本施策の体系

〔基本施策〕

15 上・下水道の整備

〔単位施策〕

(1) 水道の安定供給

(2) 下水道の普及促進

単位施策の内容

(1) 水道の安定供給

水道は住民の日常生活に欠くことのできないライフラインとして、安全安心かつ持続的に安定供給できるよう監視の強化と適切な維持管理により水質保全に努めるとともに、引き続き老朽配水管の更新を進めます。さらに、簡易水道事業として将来にわたって安定的に経営するために、将来の投資を的確に把握し、経費削減に努めつつ経営の健全化に取り組んでいきます。

(2) 下水道の普及促進

公共下水道の未整備地区の整備、水洗化の啓発、浄化槽の設置促進により、汚水処理の一層の普及を図るとともに、長期的な視野のもと、下水道に関するイベント開催やマンホールカードの導入検討など、ソフト的取り組みもあわせて、適正な維持管理、下水道施設の長寿命化を進めます。

また、し尿、浄化槽汚泥を雄武町・興部町・西興部村の3町村において共同処理する、汚水処理施設共同整備事業を推進します。

基本施策 16 住環境の整備

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 都市計画法では、都市全体を計画的に整備、開発していく方針を定めることとなっており、現在、わが町では、「雄武都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に沿って、既存ストックの有効活用による、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造をめざしています。そのために、空き地・空き家を有効活用したまちなか居住の促進などを図る必要があります。
- ◆ 町民や移住希望者が快適な住まいを確保し、定住につながるよう、住宅の新築・改修等への経済的支援である「雄武町快適住まいづくり促進制度」や、「お試し暮らし事業」、「移住宅地の無償貸付及び無償譲渡制度」を推進しています。また、近年は、地方創生交付金を活用した移住者向けの住宅の整備・整備補助などにも取り組んできました。これらの制度を引き続き推進するとともに、住宅情報を全国の移住希望者に積極的に発信し、定住をコーディネートしていくことが重要です。
- ◆ 町営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的なライフサイクルコストの縮減につながる予防保全型の維持管理を推進していく必要があります。
- ◆ 公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、町民や来訪者の交流の場として、さらには、災害時の避難場所として、重要な機能を担っています。今後も、地域住民の協力を得ながら、適切な維持管理と「公園長寿命化計画」に基づく施設・設備の補修等を進めていくことが大切です。

基本施策がめざす雄武の姿

人と自然にやさしい良好な住宅が確保され、公園・緑地が充実し、機能的で魅力あふれる住環境が形成されています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
快適住まいづくり促進事業の延べ利用件数	458件 (23~27年度)	—	180件 (30~32年度) ※32年度以降は継続検討
お試し暮らし事業の延べ利用件数	24件 (25~28年度)	↗	28件 (30~33年度)
町営住宅管理戸数	283戸	↘	271戸
町営住宅建替戸数	32戸 (25~28年度)	↘	10戸 (30~34年度)
公園の満足度	46.2%	↗	50%

基本施策の体系

〔基本施策〕

16 住環境の整備

〔単位施策〕

- (1) 良好な住空間の形成
- (2) 町営住宅の適切な運営
- (3) 都市計画・公園・緑地の充実

単位施策の内容

(1) 良好な住空間の形成

雄武・魚田、沢木、幌内の各地区において、必要な都市基盤の整備と空き家・空き地の有効活用により、都市機能がコンパクトに集積した良好な住空間の形成に努めます。

住宅施策については、住宅取得希望者が円滑に住宅を取得できるよう、また、バリアフリー、耐震、省エネルギーなど、住宅の基本性能の向上が図れるよう、国・道と連携しながら支援を進めます。また、宅地・住宅の分譲・賃貸に関する情報の集約・提供、コーディネートを充実します。

(2) 町営住宅の適切な運営

既設の町営住宅で町民が安心・快適に暮らし続けられるよう、長期的な需給動向をふまえた老朽施設の更新・転用・廃止を計画的に進めるとともに、予防保全的型の維持管理を進めます。

(3) 都市計画・公園・緑地の充実

市街地の魅力化に必要かつ有効な都市計画事業を推進し、自然環境と調和したまちづくりの実現をめざします。

また、公園・緑地の魅力を保てるよう、町民と協働しながら、芝や樹木の手入れなど、適切な管理運営を進めるとともに、施設・設備の計画的な補修を進めます。

基本施策 17 消防・救急・防災体制の強化

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町では、昭和 29 年、47 年に 2 度の大火を経験するとともに、風水害や雪害による建物の倒壊・浸水等も頻繁に生じています。また、東日本大震災では、想定外の規模の災害がどこでも起こりうることが改めて認識されました。オホーツク海沿岸は、目立った地震活動がなく、災害が比較的少ない地域と言われてきましたが、震度 7 クラスの直下型地震や 10 メートル級の津波、雄武川や幌内川のはん濫危険水位を超える豪雨などは、現実に起こりうるものと考え、「減災」の視点に立って、対策を講じていく必要があります。
- ◆ 北朝鮮情勢が緊迫するとともに、I S (イスラム国) 等によるテロが先進国内でも発生しており、国民保護法に基づく危機管理を強化していく必要があります。また、新型インフルエンザ等対策を引き続き推進していく必要があります。
- ◆ わが町の消防・救急体制については、紋別地区消防組合消防署雄武支署による常備消防と、消防団による非常備消防が担っています。これまで、町民の生命・身体・財産を守るため、人員や車両・資機材等の充実に努めてきました。近年も、住宅が全焼する火災等が発生しており、町民への火災予防の一層の啓発が求められるとともに、今後も、消防・救急需要の多様化を受けて、広大な町域をカバーする体制の確保や、町外搬送体制の一層の強化、船舶事故対策などが重要です。

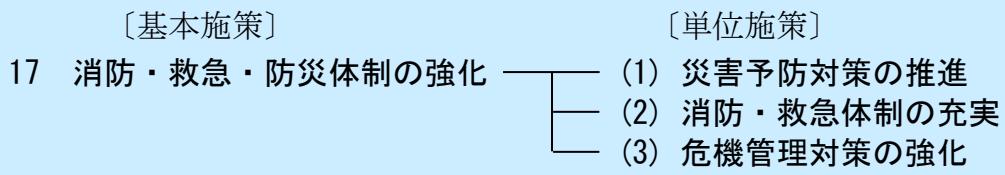
基本施策がめざす雄武の姿

地域ぐるみであらゆる災害・有事に対する備えが整うとともに、安心できる消防救急体制が確立しています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
防災訓練の年間実施回数	0回	➡	1回
自主防災組織数	2組織	➡	29組織
消防団員数	108人	➡	108人
消防団員の年間訓練回数	2回	➡	2回
救急救命士数	8人	➡	8人

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 災害予防対策の推進

大規模災害が起こっても、広域的な応援を得ながら、情報伝達や避難、応援要請、医療救護、避難所運営、被害調査と応急復旧など必要な応急対策を迅速・的確に実施できるよう、研修・訓練等を通じて、町民・行政職員の防災意識を高め、知識・技術を普及します。

また、地区や事業所での自主防災組織の構築及び育成、災害時要配慮者一人ひとりへの個別支援の体制づくり、防災対策工事の推進など必要な予防対策事業を進めるとともに、災害時における通常行政事務を継続・再開するための「業務継続計画（B C P）」の策定・運用を進めます。

(2) 消防・救急体制の充実

町民の防火意識の高揚、救急・救命に関する知識・技術の普及を一層進めるとともに、消防職員・消防団員の育成・確保、消防救急車両・資機材・消防水利の計画的な整備・更新を進めます。

(3) 危機管理対策の強化

武力攻撃やテロ等緊急対処事態に備えた避難・誘導の迅速な実施や新型インフルエンザ等の急速なまん延、特定外来生物進入などの事態に備えたまん延防止措置等の迅速かつ的確な実施が行えるよう、研修・訓練等を通じて町民・行政職員の意識を高めるとともに、各種情報の適時適切な提供による知識・技術の普及を行うことなどにより、危機管理体制の整備・強化に努めます。

基本施策18 防犯・交通安全の推進

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 地域における人間関係の希薄化が進み、犯罪の抑止機能が低下しつつあります。全国的に、犯罪の発生件数が減少傾向にありますが、依然として振り込め詐欺等の特殊詐欺が横行しており、手口も年々巧妙化しております。こうした犯罪から町民の生命・身体・財産を守るため、今後も、警察をはじめ、防犯協会、暴力追放運動推進協議会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、地域ぐるみの防犯活動を推進していくことが必要です。
- ◆ 消費者保護については、この間、金融商品の複雑化や、パソコンやスマートフォンを通じたネット決済が急速に普及しており、町民へのリスクマネジメントの啓発を強化していく必要があります。
- ◆ 交通安全については、北海道は、自動車の平均走行速度が速く、アイスバーン、吹雪など気象の影響もあって、交通事故死者数の全国ワースト上位になっている状況から、重要な政策課題です。わが町の交通事故発生件数は減少傾向で推移していますが、ここ数年の間にも死亡事故も発生しており、地域ぐるみで粘り強く継続した交通安全対策を進める必要があります。

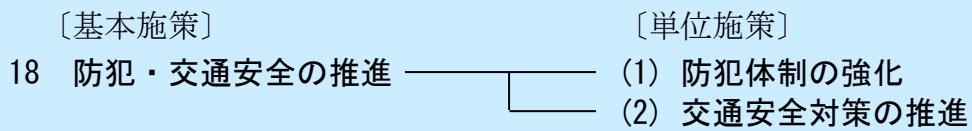
基本施策がめざす雄武の姿

地域ぐるみで防犯や交通事故防止に取り組み、犯罪や事故のない安全なまちが実現しています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
犯罪発生件数	9.6件 (24~28年度平均)	➡	0件 (30~34年度平均)
治安の満足度	59.6%	➡	70%
交通事故（人身）発生件数	3.8件 (24~28年度平均)	➡	0件 (30~34年度平均)
交通安全対策の満足度	42.8%	➡	60%

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 防犯体制の強化

警察など関係機関と連携し、地域住民の協力を得ながら、啓発グッズの配布、学校等での不審者対応訓練や防犯講話の実施、防犯用電話自動応答録音装置の購入助成、LED化など防犯灯の充実などを通じて、地域ぐるみの防犯対策、消費者被害防止対策を進めます。

(2) 交通安全対策の推進

警察や交通安全推進委員会・交通安全協会・交通指導員会など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、交通安全講話、交通安全教室を通じた啓発、カーブミラー、視線誘導標、スノーポールの設置、道路区画線の塗装など、ハード・ソフトの両面から、交通事故件数の減少、交通死亡事故ゼロをめざします。

基本施策 19 情報通信網の整備・充実

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 情報化については、平成 23 年度に、町内全居住域への光ファイバー網の敷設により、ブロードバンド（高速・大容量通信基盤）を広く町民が利用できる環境が実現するとともに、地上波テレビ放送のデジタル化に対応した難視聴地域の解消も図られました。平成 28 年 1 月からはマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）も開始され、行政事務、窓口サービスでの活用を図るとともに、平成 29 年 4 月からは、組織外部との通信、情報共有に関して自治体情報セキュリティクラウドにより、セキュリティ対策の強化を図っています。
- ◆ こうした情報通信技術の飛躍的な発展は、私たちの暮らしを便利にしてくれますが、一方で、利用の有無による情報格差や、わかりづらい課金システムによる無駄な出費、さらには個人情報漏えい被害など負の側面もあります。
- ◆ 町民が、複雑な機器・システムをストレスなく、浪費なく、有益に活用していくよう、情報教育にも力を入れていく必要があります。
- ◆ I O T、A I、ビッグデータが情報化のキーワードとなっています。これらにより、機器の遠隔操作、自動運転、ロボットによる操作など、私たちの社会が大きく変わると予測されており、地域においても、こうした情報技術をまちづくりに活かしていく発想が求められています。

I O T（アイオーティー）：Internet Of Things の略。あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデルのこと。

A I（エーアイ）：artificial intelligence の略。人工知能のこと。

ビッグデータ：インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータ。

基本施策がめざす雄武の姿

誰もが自分に必要な情報を、適正コストで、都会と同じように入手・活用でき、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
地域情報化の満足度	17.3%	↗	25%
町ホームページの年間アクセス件数	215,000件	↗	220,000件

基本施策の体系

〔基本施策〕

19 情報通信網の整備・充実

〔単位施策〕

- (1) 地域情報化の推進
- (2) 行政情報化の推進

単位施策の内容

(1) 地域情報化の推進

高度情報通信基盤を適切に保守管理していくとともに、情報通信技術の都度の進化にあわせて、必要な更新投資の実施を検討していきます。無線LANなど、民間の情報通信基盤についても、公益的インフラという観点から、普及を促進していきます。

また、町民が、高度情報通信技術を有効に活用していくよう、情報教育を推進するとともに、ＩＯＴ、ＡＩ、ビッグデータの先進的な活用動向にも注視していきます。

(2) 行政情報化の推進

情報セキュリティ対策を徹底しながら、雄武町公共ネットワーク（総合行政ネットワーク、地域公共ネットワーク、自治体情報セキュリティクラウド）やその他の情報システムを適切に保守管理していくとともに、更新時等にあわせて、個別システムの連携や統合を進めています。

また、「マイナンバー」の適正な運用及び利活用、さらには「マイキープラットホーム構想」への的確な対応を図ります。

マイナンバー：日本に住民票を有するすべての人（外国人も含まれる。）が持つ12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。

マイキープラットホーム構想：マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイルageを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目的とした仕組み。平成29年9月からシステムを稼動し、実証事業として先行自治体による住民向けのサービス提供がスタートしている。

政策目標5 連帯感を高める協働のまち・雄武

基本施策20 町民主体のまちづくりの推進

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 平成18年度に95%あった自治会世帯加入率は、10年の時を経て82.5%に減少しています。これは、相互扶助意識の希薄化ではなく、人口減少や高齢化による担い手不足が主因と考えられ、小規模な自治会の中には、存続が難しい局面を迎えているところも現れてきています。地域の生活課題を支え合い活動で解決し、町民が安心していきいきと暮らしていくために、自治会をはじめとする地域住民活動の発展は不可欠です。
- ◆ 平成12年の特定非営利活動促進法（NPO法）施行以来、特定のテーマで、非営利公益的な活動を行う団体（NPO団体）が社会の中で一定の役割を担っています。わが町においても、こうした活動の活性化を図っていくことが期待されます。
- ◆ 地域の生活課題・行政課題が複雑・多様化する中で、「自分でできることは自分で」（自助）、「地域でできることは地域で」（共助）、「自分や地域でできないことを公共が支える」（公助）という「補完性の原則」を基本に、町民と行政が協働でまちづくりを行わなければ、「安定した地域経営」を行えない時代が来ています。
- ◆ 「町民と行政の協働のまちづくり」のためには、町民に行政情報を広く周知し、町民の声をできるだけ多く聞き、施策に反映することが重要です。そのためには、多様な手段での広報と、幅広い広聴活動を行っていく必要があります。
- ◆ また、町民の知る権利を保護し、行政の説明責任を果たすため、行政文書について、町民が知りたい情報を迅速・的確に公開していくことも必要です。

基本施策がめざす雄武の姿

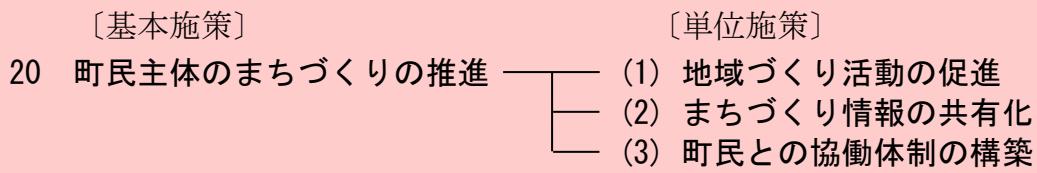
町民と行政が協働で、連帯感と情熱あふれる地域づくりを進めています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
自治会の世帯加入率	88.4% (H29.1.1現在)	↗	100%
「広報おうむ」をいつも読んでいる世帯の割合	85.6%	↗	88%
各種委員会への公募委員の参加人数	7人 (25~28年度累積)	↗	10人 (30~34年度累積)
実行委員会形式などによる町民主導イベントの数(※)	5(※)	↗	7

※毛ガニまつり、産業観光まつり、うまいもんまつり、仮装盆踊り大会、屋台村

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 地域づくり活動の促進

自助・共助を基本に、防災、防犯、環境衛生、見守り、生活支援などの地域活動を展開し、地域力の維持・強化を図る自治会活動の一層の活性化に努めます。また、特定のテーマで、非営利公益的な活動を行う団体の育成を図るとともに、町民主導の地域づくりイベントに対する支援に努めていきます。

(2) まちづくり情報の共有化

広報おうむや町民向け予算書・決算書、雄武町ホームページ、職員による「ドコデモまちづくり講座」など、様々な広報・広聴手段を充実し、町民との情報共有を進め、町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声を的確に行政運営に反映していきます。また、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。

(3) 町民との協働体制の構築

計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価などにあたっては、可能な限り、全町自治会長会議や町民からの政策公募、審議会等の委員公募、パブリックコメント、ワークショップ、ワールドカフェなど多様な手法により町民参画を進め、町民の理解・協力を得ながら企画・立案し、策定・制定後の協働の取り組みにつなげます。

ワールドカフェ：カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、少人数に分かれたテーブルで自由な対話をを行い、他のテーブルとメンバーを入れ替えて対話を続けることにより、参加した全員の意見や知識を集めることができる対話手法の一つ。

基本施策 21 多様な交流の促進

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ 国際交流については、インバウンド観光の隆盛で、オホーツク地域にも多くの外国人観光客が訪れるほか、外国人技能実習制度により、アジア各国の実習生が水産加工に従事しており、産業や文化面での国際交流につながっています。また、外国語指導助手（ALT）が学校・保育所のみならず地域の活動にも積極的に参加し、町民との交流が行われています。今後、さらなる国際化が進展し、外国からの訪問者にも喜ばれるまちづくりを展開していくことが重要です。
- ◆ 地域間交流については、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や、札幌・東京・雄武会とのふるさと交流を継続的に取り組んでいるほか、移住希望者のお試し暮らし、スポーツ合宿の受け入れなどの体制づくりを進めています。国内の諸地域との交流は、相互の自治体の足りない分野を補完し、交流が深まることによって想定外の効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもあるため、今後も取り組みを進めていくことが重要です。
- ◆ 男女共同参画については、法制度の整備は進んでいますが、まだ地域社会には浸透していない状況にあります。平成27年には、女性活躍推進法も新しく制定されており、男女が、性別に関わりなく、お互いを理解・尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、引き続き、啓発や実践活動を行っていくことが必要です。

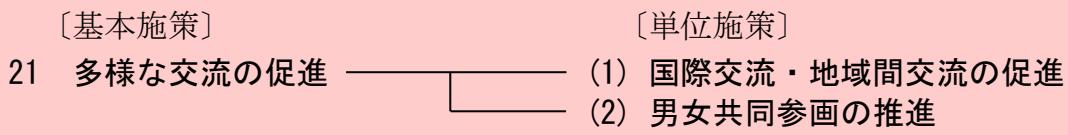
基本施策がめざす雄武の姿

多様な分野で交流が進み、地域のエネルギーとなっています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
直近の1年間に外国人と交流した割合	10.1%	↗	15%
国際・地域間交流の満足度	10.8%	↗	15%
委員会等への女性の参画率 (27年度)	8.3%	↗	13.2%
男女共同参画の満足度	10.6%	↗	20%

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 国際交流・地域間交流の促進

学校における外国語教育の充実のために配置している外国語指導助手（ALT）の増員・活用や、新たな制度による外国人技能実習生の受入れなどとともに、文化芸術活動や、スポーツ活動、産業振興などの多様な国際交流を進めます。

地域間交流については、既存の交流活動を継承・拡充するとともに、文化・スポーツ合宿招致の検討、地域資源を活かした新たな交流の拡大を働きかけていきます。

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識啓発や、男女がともに働きやすい条件整備を働きかけるとともに、関係機関との連携のもと、ドメスティックバイオレンスに対する適切な相談や対応に努めます。また、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを通じて、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていきます。

ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、またはその婚姻が取り消された場合に、配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。

基本施策 22 効果的・効率的な行政経営

基本施策をとりまく環境変化

- ◆ わが町では、事務事業のスクラップ＆ビルト等を通じた効果的・効率的な行政運営を図る手法として、総合計画と財政計画、行政評価・予算編成と連動したP D C Aサイクルによる総合計画・財政計画の運用を10年間継続してきました。過度な業務負担から行政評価を中断してしまう自治体が多い中で、住民・議会に理解され、職員に浸透・定着しているこの手法を引き続き継承・発展させていくことが求められます。
- ◆ 「雄武町人材育成基本方針」に沿って、研修等を通じて職員の育成を図るとともに、平成28年度からは、能力や実績に応じた「人事評価」を導入し、職員一人ひとりの意欲向上を図っています。複雑・多様化する行政課題に柔軟に対応する行政組織づくりをめざし、その基礎となる職員力を一層強化していく必要があります。
- ◆ わが国全体で、公共施設・インフラ等の老朽化が進む中で、平成28年度に策定した「雄武町公共施設等総合管理計画」に基づき、町内の公共施設・インフラ等の更新・統廃合・最適化・長寿命化などを計画的に推進することが求められます。
- ◆ 財政については、人口、とりわけ就業者人口の減少に伴い、税収や地方交付税などの依存財源も厳しさを増すと考えられる一方、社会保障関係費や公共施設の維持・更新にかかる経費等の増加が想定されます。あらゆる財政支援の積極的な活用と創意工夫により財源を確保するとともに、歳出面では、P D C Aサイクルを活用し、施策・事業の絶え間ない見直しを行う一方、未来の雄武町のために必要なところには必要な投資を行うメリハリのある財政運営が求められます。

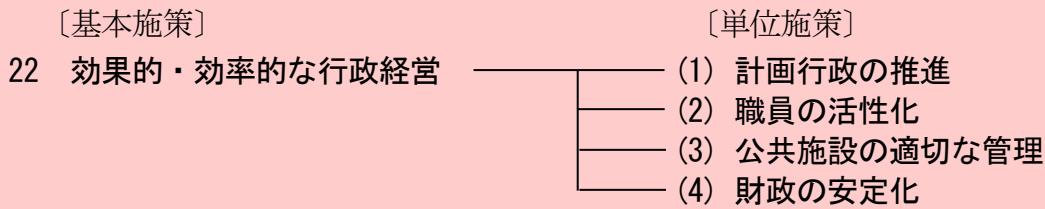
基本施策がめざす雄武の姿

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、町民本位の自立した行政経営が行われています。

基本施策指標

項目	平成28年度実績	方向	平成34年度目標
スクラップ＆ビルトを実施した事務事業数	—	↗	10事務事業 (30～34年度)
人事評価制度に基づく人事管理の推進	制度導入	↗	人事管理の推進
財政状況の町民周知回数	2回/年	→	2回/年
地方税収納率	96.5%	↗	97.0%

基本施策の体系



単位施策の内容

(1) 計画行政の推進

本総合計画や各種分野別計画をP D C Aサイクルにより進行管理しながら、政策・施策・事業を着実に推進していきます。行政評価は、町民や学識経験者による多角的な視点を探り入れるため、外部評価の実施を継続検討していきます。

(2) 職員の活性化

総合計画の目標体系に沿った、最少経費で最大の効果をあげられる効率的な行政組織体制づくりを継続するとともに、各所管課等で抱える問題やその対応について役場全体で情報共有し、町民サービスに反映していくため、行政機構の改善に努めます。

また、職員が常に前向きに考え、行動し、町民との信頼関係を築きながら、職責を全うできるよう、基幹産業研修や各種実務研修の機会を充実させるとともに、明確な人材の採用・育成計画のもと、人事評価制度の導入によって職員の資質の一層の向上を図り、能力と業績を最大限に引き出す人事マネジメントを推進していきます。

(3) 公共施設の適切な管理

公共施設等総合管理計画や部門ごとの個別計画に基づき、公共施設の整備・更新、長寿命化のための改修・補修に努めるとともに、時勢のニーズに対応するための転用、施設運営の休止・廃止、民間活力の活用などについて検討を進めています。

(4) 財政の安定化

税の収納対策の強化（クレジット収納の導入など）、国・道等による補助金等の有効活用、ふるさと応援寄附など新たな財源の積極的な開拓により、歳入の確保を図るとともに、事務事業の推進・評価・見直しと予算編成作業が連携した行政評価システムを適切に運用しながら、歳出の抑制と投資の重点化、起債の適正な管理を進め、効果的かつ効率的な財政運営を推進していきます。

また、町民向けの分かりやすい財政状況の説明資料を作成し、定期的に公表・説明していきます。